

町田市障がい者青年学級実施要領（案）

第1（趣旨）

この要領は、障がい者青年学級事業（以下「青年学級」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2（目的）

青年学級は、主として知的障がいのある青年が、文化活動・スポーツ・レクリエーション等を通して、一般社会への適応力、及び生きるため・働くための活力を高めるとともに、仲間づくりの場とすることにより豊かな人間形成の向上に寄与し、以て障がい者の学習機会の充実を図ることを目的とする。

第3（用語の定義）

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学級生 青年学級参加者のことをいう。
- (2) 担当者 学級生とともに活動するボランティアスタッフのことをいう。

第4（運営の方針）

青年学級は、学級生が担当者の支援を受けながら、集団で学習活動を行うことを基本に、次の方針に沿って運営する。

- (1) 様々な活動を経験することで、自身の生活を豊かにする力を育む。
- (2) 集団での活動を通して、将来に渡って仲間となるような人間関係を築く力を育む。
- (3) 具体的な活動内容の決定にあたっては自主性を重んじ、将来的に自立する力を身につける。
- (4) 参加者が共生社会の実現に向けた理解を深められる場とする。

第5（事業の内容）

事業の内容は、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動を基本に、第4に定める運営の方針に沿ったものとする。

第6（事業計画）

青年学級の活動日時、活動場所、活動内容等は、「障がい者青年学級年間計画」により生涯学習センターが年度ごとに別に定める。

第7（対象）

学級生は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、各年度の4月2日を基準日として、年齢が18歳以上である者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱に基づく愛の手帳の交付を受けている者
- (3) 青年学級の目的を理解し、生涯学習活動に参加を希望する者で、集団での学習活動ができる者。
- (4) 活動場所まで来ることができる者。又は親族等の送迎や障害福祉サービスを利用して来ることができる者。
- (5) 原則として、活動中に介助が必要な場合は、家族等から又は障害福祉サービスを利用して支援を受け、参加できる者
- (6) 生涯学習センターが特に必要と認めた者

第8（学級数・定員・活動場所・在籍期間等）

1 青年学級は3学級とし、原則として活動は学級単位で行う。各学級の名称・活動場所は次のとおりとする。ただし、定員については、安全性確保の観点から、担当者1名に対して学級生2名程度の比率で活動できる人数とし、担当者の人数により生涯学習センターが年度ごとに詳細な条件を別に定める。

- (1) 公民館学級 生涯学習センター
- (2) ひかり学級 ひかり療育園
- (3) 土曜学級 生涯学習センター

2 各学級の在籍期間は原則として3年とし、かつ、在籍することのできる学級は1学級のみとする。ただし、在籍期間を超える場合においても、再度の参加申込みは妨げない。

第9（担当者の配置）

円滑な事業実施のため、第8に定める各学級に担当者を配置する。担当者は、原則として、障害者教育を行ううえで指導力があり、学級に理解のある者とし、活動参加に際して、生涯学習センターが別に定める「障がい者青年学級担当者謝礼支払基準表」に基づき謝礼を支払う。ただし、謝礼を辞退した場合はこの限りではない。

第10（青年学級の運営）

学級の運営は、担当職員及び担当者で行うものとする。また、青年学級の運営にかかる連絡調整組織として、担当者会議（以下「担当者会」という。）を開催する。

第11（担当職員の役割）

生涯学習センター職員は次の役割を担う。

- (1) 青年学級の運営に関することを決定する。
- (2) 学級生の支援を行う担当者を統括する。
- (3) 学級活動を円滑に運営するための支援を行う。
- (4) 学級生及び担当者募集に関する事務を行う。
- (5) 担当者会が効率的に行われるよう支援を行う。

第12（担当者の役割）

担当者は次の役割を担う。

- (1) 学級生と活動をともし、学習活動の支援を行う。
- (2) とともに活動する学級生の見守り・付き添いを行う。
- (3) 活動時間の前後に準備、後片付け、振り返りを行う。
- (4) 原則として、担当者会に出席する。また、適宜、学級活動に必要な資料を作成する。

第13（担当者会）

- 1 担当者会の出席者は、原則として、担当職員及び担当者とする。
- 2 「障がい者青年学級年間計画」に基づき、個別の活動内容について検討する。
- 3 活動内容の検討のほか、必要に応じて、学級生に関することや、活動支援の向上につ

ながる情報共有を行う。

- 4 担当学会の実施日時、実施場所等は、「障がい者青年学級年間計画」により生涯学習センターが年度ごとに別に定める。

第 14（守秘義務）

担当者は、青年学級の実施に伴い知り得た秘密を漏らしてはならない。また、退いた後も同様とする。

第 15（入級）

- 1 募集期間、募集学級、定員などの応募に関する詳細は、生涯学習センターが別に定める「障がい者青年学級募集要項」に基づき行う。
- 2 定員を超える申し込みがあった場合は、抽選を行う。抽選の詳細は、「障がい者青年学級募集要項」に定める。
- 3 青年学級に参加を希望する者又はその者の親族等は、募集期間内に、「障がい者青年学級参加申込書」を生涯学習センターに提出する。申し込むことのできる学級は1学級のみとする。

第 16（退級）

学級生が、在籍期間終了前に退級を希望する場合は、「障がい者青年学級退級届」を生涯学習センターに提出する。

第 17（費用負担）

学級生は、青年学級の活動で必要な材料費等の実費相当分を負担するものとする。

第 18（委任）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習センターが別に定める。